

# 大船渡駅周辺地区官民連携まちづくり協議会部会設置規程

平成 26 年 10 月 24 日制定

## (目的)

第 1 条 この規程は、大船渡駅周辺地区官民連携まちづくり協議会規約（以下「規約」という。）第 10 条の規定に基づき、部会の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事務)

第 2 条 部会は、規約第 3 条の大船渡駅周辺地区官民連携まちづくり協議会（以下「協議会」という。）の事業に関し協議会の会長（以下「会長」という。）の要請に答え、又は会長に意見を具申するものとする。

## (組織)

第 3 条 部会は、規約第 4 条第 1 項第 1 号から第 4 号までの代表者から推薦を受けた者及び会長が指名した者（以下「部会員」という。）で構成する。

## (部会長)

第 4 条 部会に部会長を置き、部会員のうちから会長が指名する。

2 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。

3 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名する部会員がその職務を代理する。

## (会議)

第 5 条 部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が招集し、議長を務める。

2 会議は、部会員の過半数の出席をもって成立する。

3 部会員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理人を会議に出席させることができる。

4 会議の決定は、原則として出席者全員の合意によるものとする。ただし、部会長が特に必要があると認めるときは、出席者の過半数の合意をもって決定することができる。

5 部会長は、必要があると認めるときは、会議に部会員以外の者の出席を求め、又は意見を聞くことができる。

## (アドバイザー)

第 6 条 部会にアドバイザーを置くことができる。

## (庶務)

第 7 条 部会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

## (補則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。